

指導看護師・指導看護師派遣事業所に実施していただく業務について

※指導看護師となる方の条件について

指導看護師（初回の指導、急変時の連携及び実地研修の最後の評価を実施し、評価票へ署名ができる方）となる方は、医師・保健師・助産師又は看護師（正看護師）のみです。

※准看護師については、指導看護師の指示の下で講師補助者として研修に携わることのみ可能であり、指導看護師とは認められませんので、御注意ください。

I 実地研修申込時（施設・介護事業所等からの依頼）

①指導看護師の派遣「承諾書」作成

受講者が所属する施設・介護事業所等が本研修を申し込む際には、「指導看護師の派遣「承諾書」」の提出が必要ですので、必要事項をご記入の上、施設・介護事業所等へお渡しく下さい。

II 実地研修前

①指導者養成研修（自己学習）の実施

指導者養成研修未修了者には、養成研修として「研修指導者マニュアル及び研修用動画」（以下掲載先HP）を視聴し、指導者養成報告書（アンケート）をご提出いただく予定です。

（※アンケートは、実地研修受講決定時に周知いたします。）

掲載先HP：介護人材 / 外国介護人材 | 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティグ (murc.jp)

https://www.murc.jp/houkatsu_07/

下記の方は、新たに指導者養成研修を受講する必要はありません。

※ 平成23年度以降に実施された「東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）」の際、指導者養成研修を受講しアンケートを提出した方

※ 公益財団法人日本訪問看護財団の実施する「喀痰吸引・経管栄養セミナー」を修了している方

②指導看護師一覧・口座振替依頼書の作成

後日、実地研修にご協力いただいた謝金を、財団からお支払いする際に、必要となりますので、必要事項をご記入の上、アンケートと一緒に財団へお送りください。

※謝礼単価：1組（1人の介護職員と1人の利用者の組合せ）につき9,500円

謝金の対象は、原則として研修修了した組のみ
謝金対象外の場合あり

Ⅲ 実地研修時

①介護職員等に対する指導の実施

実地研修にあたり、かかりつけ医等の 医師からの承認と指示を確認した上で、受講者に対する指導を実施してください。

なお、初回の指導、急変時の連携、最後の評価は必ず指導看護師（医師・保健師・助産師・正看護師のみ可）が行ってください。

それ以外の時間は必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び利用者本人・家族が指導の補助を行っていただいても構いません。

②評価票を用いた評価の実施

所定の評価票の全ての項目についての評価結果が、連続2回「A：手順どおりに実施できる」となるまで評価を実施してください。

評価の際、利用者（家族）の意見を聴取することが可能な場合は、利用者（家族）の意見を踏まえた上で評価を実施してください。

Ⅳ 実地研修終了後

①指導看護師は指導看護師派遣事業所に評価票を提出してください。

②指導看護師派遣事業所は評価票を取りまとめ、必要事項(事業所名や指導看護師の署名等)が記入されているかご確認の上、受講者が所属する施設・介護事業所等へ提出してください。

※留意事項

本研修で受講決定していない介護職員等に対して、指導看護師が任意に実地研修の指導・評価を行っても、研修は無効となりますのでご注意ください。